

## 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった個人情報をも存在として非開示とした決定は妥当である。

## 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年10月3日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があり、平成18年10月5日に本件異議申立人より個人情報の件名を訂正する補正書の提出があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容は、「平成14年度及び平成15年度及び平成16年度での、〇〇〇〇学校の〇〇〇及び〇〇〇及び〇〇〇で異議申立人が〇〇〇〇を担当した生徒の各『年間指導計画』各『学習評価交換票』」（以下「本件請求」という。）である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、対象個人情報として特定したもののうち、「平成14年度学習評価交換票（通知表）」（以下「本件個人情報」という。）について、同年10月16日付けで、保存期間の経過により廃棄したとして非開示決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示を不服として同年10月18日に異議申立てを行い、同年11月17日に、「異議申立ての理由」に追記する補正書を提出した。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い同年11月17日付けで当審査会に諮問書を提出した。

## 3 異議申立人の主張

- (1) 本件個人情報の非開示決定処分を取り消しを求めるといふものである。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の意見陳述からすると、異議申立人の主張はおおむね次のとおりである。  
一般に公文書は保存期間を経過してもすぐには廃棄されず、しばらくは保管されているのが通例であるので、本件個人情報は存在している可能性が高い。

## 4 実施機関の主張

実施機関から提出された非開示理由説明書及び意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

島根県教育庁等事務処理規則（以下「事務処理規則」という。）第84条第1項の規定により読み替えて準用する第54条の4の規定に基づき、成績書類の保存期間が3年と定められているところ、本件個人情報が記録されている公文書については平成17年8月頃に廃棄しており、存在していない。

## 5 審査会の判断

### (1) 実地調査

実施機関の主張は一見妥当に思われるが、本件請求に対して部分開示決定を行った別事案において、後日、対象個人情報が新たに発見されたとして変更決定を行っていることと実施機関の意見陳述の内容から、実地に確認する必要があると思

料し、条例第41条の規定に基づき委員を派遣し調査を行った。

(2) 本件個人情報の存否

当審査会で本件個人情報が記録されている公文書の廃棄年月日を確認しようとしたところ、廃棄予定年が記載してあるファイル管理表が、平成10年度を最後として以降は保管されていなかった。そこで、焼却場への運搬記録を確認したところ、焼却書類として平成17年8月25日に運搬されたとあり、公文書の保管場所等も確認したが、本件個人情報を発見することはできなかった。

ところで、実施機関の公文書の保存期間の起算は、事務処理規則第54条の4第3項により会計年度に属するものは翌年度の4月1日とされており、平成14年度に作成された本件個人情報は、本来ならば、少なくとも平成18年3月末までは保管されているはずのものである。

一方、同規則第87条第2項においては、「保存期間が経過しないファイルであっても、教育機関等の長が保存の必要がないと認めたものは、廃棄することができる。」と規定されている。

また、同条第4項において、「…（保存期間が経過しないファイルを）廃棄し、又は廃棄を延期したファイルについては、ファイル管理表の廃棄予定年を修正しておかなければならない。」とも規定されている。

そこで、当審査会が廃棄の経緯を調査したところ、同条第2項に基づく判断がなされたことを示す文書は確認できず、そうした説明もなかったため、同条同項による判断がなされた形跡がないといわざるを得ない。また、「保存期間が経過する前に廃棄する」とした理由についても、十分に納得のいくものではなかった。

このように、〇〇〇〇学校（以下「本件学校」という。）の公文書管理体制には問題があると言わざるを得ないが、本件個人情報は発見されず、焼却場への運搬記録から既に廃棄されていると認められる。

(3) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

個人情報の適正管理は個人情報保護制度の根幹であり、個人情報が記録されている公文書の適切な管理なくしては本制度は成り立たないものであるので、あえて意見を述べたい。

公文書の保存期間は、合理的な理由に基づいて決定されているものと思料する。

「保存期間が経過しないファイルを廃棄する」ことは、本来ならば個人情報の開示が受けられたものを実施機関の一方的な都合で受けられなくすることにほかならない。こうした不利益を生じさせる以上は、その判断をするにあたっては、合理的な理由があるだけでは足りず、それが正に特別の理由であることを要すると思料する。

しかしながら、実地調査の結果、本件学校が保存期間が経過しないファイルを廃棄したことには理由がないといわざるを得ない。

本件学校の一例をもってこのようなことが教育機関において常態化しているとまでは考えないが、実施機関においては教育機関での適切な公文書管理が確保されるよう必要な措置を講じていただきたい。

(諮問第7号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成18年11月17日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成18年12月12日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成18年12月14日 (審査会第1回目)	審議
平成19年 2月 8日 (審査会第2回目)	実施機関から意見聴取
平成19年 2月22日 (審査会第3回目)	異議申立人から意見聴取
平成19年 2月27日	実地調査
平成19年 3月15日 (審査会第4回目)	審議
平成19年 4月12日 (審査会第5回目)	審議
平成19年 5月11日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申